令和7年9月2日

令和7年網走市議会第3回定例会 議案

令和7年網走市議会第3回定例会 議案

番号	議案番号	件　　名
1	認定第1号	令和６年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和６年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和６年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和６年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和７年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和７年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
7	議案第3号	令和７年度網走市介護保険特別会計補正予算
8	議案第4号	令和７年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
9	議案第5号	令和７年度網走市水道事業会計補正予算
10	議案第6号	網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について
11	議案第7号	網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
12	議案第8号	網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について
13	議案第9号	網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
14	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
15	議案第11号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

認定第1号

令和6年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和6年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

認定第2号

令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

認定第3号

令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

認定第4号

令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

議案第1号

令和７年度網走市一般会計補正予算

令和７年度網走市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 86,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,310,453千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		3, 410, 602	14, 725	3, 425, 327
	2. 国庫補助金	1, 070, 453	14, 725	1, 085, 178
17. 道支出金		1, 814, 214	16, 434	1, 830, 648
	2. 道補助金	822, 442	16, 434	838, 876
20. 繰入金		2, 398, 416	40, 089	2, 438, 505
	1. 基金繰入金	2, 352, 839	40, 089	2, 392, 928
21. 繰越金		30, 000	2, 184	32, 184
	1. 繰越金	30, 000	2, 184	32, 184
23. 市債		3, 040, 300	13, 200	3, 053, 500
	1. 市債	3, 040, 300	13, 200	3, 053, 500
歳入合計		28, 223, 821	86, 632	28, 310, 453

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3, 035, 334	13, 310	3, 048, 644
	1. 総務管理費	2, 682, 368	13, 310	2, 695, 678
3. 民生費		7, 232, 047	2, 092	7, 234, 139
	1. 社会福祉費	3, 715, 494	464	3, 715, 958
	4. 生活保護費	1, 008, 740	1, 628	1, 010, 368
4. 衛生費		2, 109, 797	40, 089	2, 149, 886
	1. 保健衛生費	1, 038, 105	40, 089	1, 078, 194
6. 農林水産業費		1, 445, 698	16, 434	1, 462, 132
	1. 農業費	1, 081, 438	16, 434	1, 097, 872
10. 教育費		2, 806, 273	14, 707	2, 820, 980
	5. 保健体育費	810, 684	14, 707	825, 391
歳出合計		28, 223, 821	86, 632	28, 310, 453

第２表　地 方 債 補 正

（変更）

起債の目的	補正前 限度額	補正前 起債の方法	補正前 利率	補正前 償還の方法	補正後 限度額	補正後 起債の方法 利率 償還の方法
	千円		%		千円	
総務管理事業債	94,100	証書借入又は証券発行	１０．０以内	４０年以内（内据置２５年以内）の元利均等又は元金均等償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	94,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	146,300	（借入先）	（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		146,300	
児童福祉事業債	5,100	財政融資資金			5,100	
環境衛生事業債	45,400	地方公共団体金融機構			45,400	
保健衛生事業債	125,000				125,000	
農業債	32,000	北海道			32,000	
水産業債	10,600	都市職員共済組合			10,600	
漁港債	2,200				2,200	
道路橋梁事業債	998,600	地方職員共済組合			998,600	
港湾事業債	191,200	北海道市町村振興協会			191,200	
河川整備事業債	100,000				100,000	
公園整備事業債	180,900	北海道市町村備荒資金組合			180,900	
公営住宅事業債	464,800	その他銀行等引受資金			464,800	
学校教育事業債	202,800				202,800	
社会教育事業債	**135,500**				**148,700**	
学校給食事業債	5,800				5,800	
借換債	300,000				300,000	
計	**3,040,300**				**3,053,500**	

※今回補正は太字で表示。

議案第2号

令和7年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,992,451千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰　越　金		0	7,080	7,080
	1. 繰　越　金	0	7,080	7,080
歳　入　合　計		3,985,371	7,080	3,992,451

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総　務　費		104,798	7,080	111,878
	1. 総　務　管　理　費	104,798	7,080	111,878
歳　出　合　計		3,985,371	7,080	3,992,451

議案第3号

令和7年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和7年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 279,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,892,706千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 繰入金		627,000	120,774	747,774
	2. 基金繰入金	32,950	120,774	153,724
10. 繰越金		0	158,502	158,502
	1. 繰越金	0	158,502	158,502
歳入合計		3,613,430	279,276	3,892,706

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 基金積立金		4,721	158,502	163,223
	1. 基金積立金	4,721	158,502	163,223
6. 諸支出金		2,330	120,774	123,104
	1. 償還金及び還付加算金	1,550	120,774	122,324
歳出合計		3,613,430	279,276	3,892,706

議案第4号

令和7年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度網走市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ722,956千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月2日提出

網走市長　水　谷　洋　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.繰入金		180,973	551	181,524
	2.基金繰入金	200	551	751
7.繰越金		0	247	247
	1.繰越金	0	247	247
歳入合計		722,158	798	722,956

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		680,252	798	681,050
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	680,252	798	681,050
歳出合計		722,158	798	722,956

議案第5号

令和7年度網走市水道事業会計補正予算

（総　則）

第１条　令和7年度網走市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
上下水道事業検針・収納等業務委託契約	令和8年度から 令和12年度まで	２８６，２２０千円

令和7年9月2日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

議案第6号

網走市職員の育児休業等に関する条例及び
網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定
について

網走市職員の育児休業等に関する条例及び網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和７年９月２日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市職員の育児休業等に関する条例及び
網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例

（網走市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
第1条　網走市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削り、第16条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「を除く」を「を除く。次条において同じ」に改め、第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、網走市職員の任免及び服務に関する条例第3条の2第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を追加する。
（第2号部分休業の承認）
第17条の2　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
(1)　1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間

の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数
(2)　第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数
（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）
第17条の3　育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）
第17条の4　育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
(1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分
(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）
第17条の5　育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、第19条中「第13条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

（網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正）
第2条　網走市職員の任免及び服務に関する条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第7条の4第1項」を「第7条の5第1項」に改め、第7条の4第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、第7条の6を第7条の7とし、第7条の5を第7条の6とし、第7条の4を第7条の5とし第7条の3の次に次の1条を加える。
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）
第7条の4　任命権者は、網走市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第22号）第21条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
(3)　網走市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
2　任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
(3)　対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
3　任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条中「第7条の6」を「第7条の7」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の網走市職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第一号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第二号中「10」とあるのは「5」とする。

第3条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の網走市職員の任免及び服務に関する条例第7条の4第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第7号

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和７年９月２日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市水道事業給水条例の一部を改正する条例

網走市水道事業給水条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。
　ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

　附　則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

網走市下水道条例の一部を改正する条例制定について

網走市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和７年９月２日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市下水道条例の一部を改正する条例

網走市下水道条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。
　ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和７年９月２日提出

網走市長　水　谷　洋　一

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。
第11条中「2,975円」を「3,020円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第10号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、嘉越、能平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和７年９月２日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

別記様式

総合整備計画書(案)

北海道　網走市　嘉越辺地
(辺地の人口　340人、面積　34.6k㎡)

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字嘉多山、字越歳

(2)地域の中心の位置
網走市字嘉多山39番地2

(3)辺地度点数
140点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

・　教 職 員 住 宅　～　既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行う。

・　道　　路　～　安全な通行を確保するため、路線の舗装工事を行う。
嘉多山湖畔線:舗装　延長1,650m

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から　令和9年度までの　5年間

(単位:千円)

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市	3,200	0	3,200	3,200
道　　路 (嘉多山湖畔線)	網走市	(165,000) 0	(0) 0	(165,000) 0	(165,000) 0
合計		(168,200) 3,200	(0) 0	(168,200) 3,200	(168,200) 3,200

別記様式

総合整備計画書(案)

北海道　網走市　能平辺地
(辺地の人口　267人、面積　48.2km²)

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字能取、字平和

(2)地域の中心の位置
網走市字能取244番地70

(3)辺地度点数
141点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

・　道　　路　～　安全な通行を確保するため、路線の舗装工事を行う。
平和停車場線:舗装　延長100m
西能取南線　:舗装　延長930m
中能取線　　:舗装　延長400m
平和開拓線　:舗装　延長750m

・　教 職 員 住 宅　～　既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から　令和9年度までの　5年間

(単位:千円)

施設名 ＼ 区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道　　路 (平和停車場線　外3件)	網走市	(346,000) 173,000	(0) 0	(346,000) 173,000	(346,000) 173,000
教　職　員　住　宅 (教員住宅改修事業)	網走市	1,100	0	1,100	1,100
合計		(347,100) 174,100	(0) 0	(347,100) 174,100	(347,100) 174,100

議案第11号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、栄清、山里、丸実辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和７年９月２日提出

網走市長　　水　谷　洋　一

別記様式

総合整備計画書(案)

北海道　網走市　栄清辺地
(辺地の人口　94人、面積　21.4k㎡)

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字栄、字清浦

(2)地域の中心の位置
字栄82番地6

(3)辺地度点数
233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

・　道　　路　～　現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
栄南6号乙線:舗装　延長560m

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から　令和11年度までの　5年間

(単位:千円)

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道　　路 (栄南6号乙線)	網走市	105,000	0	105,000	105,000
合計		105,000	0	105,000	105,000

別記様式

総合整備計画書(案)

北海道　網走市　山里辺地
(辺地の人口　89人、面積　8.37km²)

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字山里

(2)地域の中心の位置
字山里104番地3

(3)辺地度点数
108点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

・　道　　路　～　安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
昭和呼人線:改修　延長750m

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から　令和11年度までの　5年間

(単位:千円)

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道　　路 (昭和呼人線)	網走市	19,000	0	19,000	19,000
合計		19,000	0	19,000	19,000

別記様式

総合整備計画書(案)

北海道　網走市　丸実辺地
(辺地の人口　66人、面積　20.3k㎡)

1. 辺地の概況

(1)辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字丸万、実豊

(2)地域の中心の位置
網走市字丸万120番地

(3)辺地度点数
188点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

・　道　　路　～　安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
山里浜小清水線:改修　延長1,500m

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から　令和11年度までの　5年間

(単位:千円)

区分 施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道　　路 (山里浜小清水線)	網走市	146,000	0	146,000	146,000
合計		146,000	0	146,000	146,000